

# 消費者庁 法執行専門職員（期間業務職員）募集要項

## 1. 採用内容

職名：消費者庁法執行専門職員（非常勤）  
採用予定者数：若干名  
採用予定日：平成30年4月1日（平成30年4月2日から勤務開始）

## 2. 業務内容

不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）、消費税転嫁対策特別措置法等の解釈（問合せ対応等）、文献調査、関係各所との連絡調整、各種取りまとめ作業その他の業務について常勤職員の支援・補助を行う。また、景品表示法、消費税転嫁対策特別措置法等について、事業者等からの意見聴取を行うなど、違反被疑事案の調査等（出張調査を含む）について、常勤職員の支援・補助を行う。

## 3. 応募資格

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、以下の要件全てを満たす者（利害関係を有する職業との兼業は不可）。年齢不問。

- (1) 景品表示法、消費税転嫁対策特別措置法に関して、必要な基礎的知識を有すると認められる者
- (2) 行政機関または民間企業等における正規の職員としての実務経験が通算して原則3年以上あること（（独）国民生活センターが資格認定した「消費生活専門相談員」、（一財）日本産業協会が称号を付与した「消費生活アドバイザー」、（一財）日本消費者協会が称号を付与した「消費生活コンサルタント」のうち、いずれかの資格を有していればなお望ましい）。
- (3) 一定の事務処理（ワード・簡単なエクセルによる文書作成等）がこなせること。

なお、以下に該当する者は応募できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
  - ・ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4. 提出書類

- (1) 履歴書1通  
＜カラー写真貼付。職務経歴書（期間、勤務先、職種、業務内容等を記載したもの）。採用希望日があれば記載すること。＞
- (2) 3. の応募資格を満たすことを証明できるものの写し1通（卒業証書、認定証等）  
\*応募書類は返却いたしません。

## 5. 書類送付先

郵送（封筒の表面に赤色で「法執行専門職員応募書類在中」と記載のこと）にて、下記提出先に、平成30年2月23日（金）必着で、送付してください。

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階  
消費者庁 表示対策課 総括係

- \* 応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。また、締切り前であっても、採用予定者が決まり次第、募集を打ち切ることがございますので、ご承知おきください。

## 6. 選考方法

- (1) 1次選考 書類審査
- (2) 2次選考 面接  
書類審査(1次選考)の後、面接(2次選考)を行なうこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。なお、3月9日(金)までに連絡がない場合は、書類審査不合格となりますので、ご了承ください。

## 7. 勤務条件

- (1) 勤務地：東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階
- (2) 勤務日数：週5日
- (3) 勤務時間：1日7時間45分（原則 9:30～12:00 及び 13:00～18:15）  
土・日・祝日及び年末年始は休み
- (4) 任期：原則1会計年度以内（最初の1ヶ月は条件付採用期間）
- (5) 給与等：日額14,450円（給与法の改正により年度途中で改定となる場合があります。）
  - \* 通勤手当支給（上限55,000円/月）、超過勤務を命じた場合には超過勤務手当支給
  - \* 住居手当支給（上限27,000円/月 条件該当者のみ）
  - \* 健康保険、厚生年金、雇用保険加入
  - \* 賞与あり。昇給なし。退職金制度あり。
  - \* 年次休暇は6ヵ月経過後に付与（全勤務日の8割以上出勤した場合）

## 8. 問い合わせ先

(業務内容) 消費者庁 表示対策課 総括係  
電話 (03) 3507-9233

(勤務条件) 消費者庁 総務課 人事担当  
電話 (03) 3507-9152